

京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「未来の名匠」の認定及び被認定者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度は、本市伝統産業に従事する中堅技術者を市長が「未来の名匠」に認定することで、本市伝統産業の更なる活性化及び次代の伝統産業を牽引する人材の育成に寄与することを目的とする。

(公募等)

第3条 「未来の名匠」を認定する際の選考は、公募により行うものとする。

2 選考の実施時期及び手続等については、別に定める。

(応募資格)

第4条 「未来の名匠」の対象者は、別表に掲げる本市伝統産業を制作する技術者を有し、現にその制作に従事し、かつ、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 当該業種における従事期間が11年以上であること。
- (2) 年齢が60歳未満であること。
- (3) 本市の区域内の事業所において、現に伝統産業に従事している者で、引き続き、本市の区域内の事業所において伝統産業に従事する意思があること。
- (4) 京都市伝統産業後継者育成制度の育成資金を現に受給中でないこと。
- (5) 明日の名工（京都府青年優秀技能者奨励賞表彰）及び京都府の現代の名工（京都府優秀技能者表彰）を受賞していないこと。
- (6) 刑事事件で禁錮以上の刑を受けていない者又は現に刑事訴追されていない者であること。

2 前項の要件を判断する基準日は、次条による申請書を提出する日の属する年度の4月1日とする。

(申請)

第5条 「未来の名匠」の認定を受けようとする者は、必要事項を記載した京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度申請書（第1号様式）を、別に定める公募時期に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度作品概要説明書（第2号様式）
- (2) 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度実務経験証明書（第3号様式）

2 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度作品概要説明書（第2号様式）には、自らが制作し、又は加工した作品の写真を添付しなければならない。

3 「未来の名匠」の認定を受けようとする者が、伝統産業の関係団体に所属しているときは、当該団体が作成した京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度推薦書（第4号様式）を提出しなければならないものとする。

4 前項で定める伝統産業の関係団体とは、伝統産業の振興のために活動している団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法令に基づき組織されている団体
 - (2) 産業の振興発展を図る目的で設立され、事業計画に基づき事業が実施されている任意団体
 - (3) その他市長が適当と認める団体
- (選考)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、京都市伝統産業活性化推進審議会審査選考部会の意見を聞いて、認定者を決定する。

(登録)

第7条 市長は、「未来の名匠」の認定を受けた者について、その氏名、生年月日、当該職種又は業種、その他必要な事項を京都市伝統産業「未来の名匠」名簿に登録する。

(称号の使用)

第8条 前条の規定による登録を受けた者は、「未来の名匠」の称号を使用することができる。

- 2 未来の名匠が称号を使用する際には、当該職種又は業種の分野を併記しなければならない。
- 3 称号を表示することができる製品は、登録を受けた「未来の名匠」の分野に限るものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の登録を抹消することができる。

- (1) 死亡又は失踪等した者
- (2) 自らの意思により、称号の返上を申し出た者
- (3) 満60歳以上になった者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5) 当該「未来の名匠」の指定を受けた際に従事していた職種、業種から転業し、又は廃業した者
- (6) 故意又は重大な過失により「未来の名匠」としての信用を著しく傷つける行為をした者その他「未来の名匠」として不適当と市長が認めた者

(未来の名匠の責務)

第10条 未来の名匠は、市長の求めに応じて、市長が別に定める展示会に、自らが制作し、又は加工した作品を出展しなければならない。

- 2 未来の名匠は、登録された事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 未来の名匠は、その技術の研鑽に努めるとともに京都の伝統産業の発展に協力しなければならない。

(奨励金の交付)

第11条 市長は、「未来の名匠」の称号を新たに授与した者に対し、更なる技術の研鑽に活用するための資金として、予算の範囲内で、一人当たり10万円以内の奨励金を交付する。

(補則)

第12条 この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の施行に

関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。